

議案第40号

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され選挙長等の報酬が見直しされたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に、同表投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に、同表期日前投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に、同表投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に、同表期日前投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に、選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
選挙長	1回 <u>10,800</u> 円	〃	選挙長	1回 <u>10,600</u> 円	〃
投票管理者	日額 <u>12,800</u> 円		投票管理者	日額 <u>12,600</u> 円	
期日前投票管理者	日額 <u>11,300</u> 円		期日前投票管理者	日額 <u>11,100</u> 円	
開票管理者	1回 <u>10,800</u> 円		開票管理者	1回 <u>10,600</u> 円	
投票立会人	日額 <u>10,900</u> 円		投票立会人	日額 <u>10,700</u> 円	
期日前投票立会人	日額 <u>9,600</u> 円		期日前投票立会人	日額 <u>9,500</u> 円	
開票立会人	1回 <u>8,900</u> 円		開票立会人	1回 <u>8,800</u> 円	
選挙立会人	1回 <u>8,900</u> 円		選挙立会人	1回 <u>8,800</u> 円	
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改正要旨

1 改正の経緯

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙長等の選挙に係る非常勤職員の報酬が見直しされました。本町におきましては、この法律に規定する額相当額を選挙に係る非常勤職員の報酬として規定しておりますので、改正後の額に増額するものです。

2 改正の概要

職名	変更前	変更後
選挙長	1回 10,600円	1回 10,800円
投票管理者	日額 12,600円	日額 12,800円
期日前投票管理者	日額 11,100円	日額 11,300円
開票管理者	1回 10,600円	1回 10,800円
投票立会人	日額 10,700円	日額 10,900円
期日前投票立会人	日額 9,500円	日額 9,600円
開票立会人	1回 8,800円	1回 8,900円
選挙立会人	1回 8,800円	1回 8,900円

3 施行期日

公布の日から施行します。